

(財)東京都予防医学協会
(財)予防医学事業中央会東京都支部
発行人 北川照男・編集人 山内邦昭
発行所 〒162-8402
東京都新宿区市谷砂土原町1の2
保健会館 電話03(3269)1131
http://www.yobouigaku-tokyo.or.jp

毎月15日発行 年間購読料300円(1部30円)

だれもが充実したいのちを燃やして生きることができるよう!

私たちは地域・職域・学校など、
生活のいろいろな場面で
「健康寿命」をのばす運動を
実践しています。

よぼう医学

THE NEWS OF HEALTH SERVICE

(平成8年5月20日第三種郵便物認可)

乳がん・子宮がん検診の指針を改正 厚労省

乳がん検診は「40歳以上にマンモグラフィと視触診併用で隔年実施」

子宮がん検診は「20歳以上に隔年実施。体部がんは医療機関での受診を勧奨」

「乳がん検診は、40歳以上を対象にマンモグラフィ(乳房X線検査)と視触診併用で、子宮がん検診は、対象年齢を20歳以上に引き下げ、それぞれ2年に1回の受診を勧める」乳がんの予防健康教育は、働く女性に対して健康教育を行なう産業保健と緊密に連携して、また子宮がんの予防健康教育は、性感症予防の見地から、教育関係者や母子保健担当者と連携して、効果的に実施すること。厚生労働省は、「がん検診に関する検討会」が3月末に出した乳がん検診と子宮がん検診の見直しについての中間報告を受けて、「がん検診の指針」を一部改正することとし、4月27日だけで全国の自治体に盲頭のような通達を出した。これと併せて同省では、平成17年度から全市町村でのマンモグラフィによる乳がん検診の実施をめざして、検診の現状やマンモグラフィ装置の整備計画などについてアンケート調査を実施することにも、新指針に基づいた乳がん検診と子宮がん検診のパンフレットを作成し、今月中旬にも各自治体に配布することとしている。

科学的根拠に基づいた、有効ながん検診。はどのあるべきか、専門家による検討会(座長・垣添忠生国立がんセンター総長)が設置されて、がん検診の見直しが行われている。

今回の「がん検診の指針」の一部改正は、同検討会が3月末に検討結果をふまえて出した中間報告「老人保健事業に基づく乳がんおよび子宮がん検診の見直しについて」に基づいて行なわれたもので、厚生労働省は乳がん検診と子宮がん検診についての新たな指針を4月27日だけで全国の市町村に通達した。

今回の「がん検診の指針」の一部改正は、同検討会が3月末に検討結果をふまえて出した中間報告「老人保健事業に基づく乳がんおよび子宮がん検診の見直しについて」に基づいて行なわれたもので、厚生労働省は乳がん検診と子宮がん検診についての新たな指針を4月27日だけで全国の市町村に通達した。

改正前は検診対象者を30歳以上とし、50歳未満には問診と視触診のみ、50歳以上にはそれらに加えてマンモグラフィを隔年に実施する、としていた。しかし改正後は、40歳以上を検診対象者とし、その全員に問診、マンモグラフィ並びに視触診を隔年に実施する、とした。

また、マンモグラフィの実施については、改正前は「地域における実施体制及び実施可能性を勘案した上で、その導入について判断するものとする」としていたが、改正後は「地域における実施体制の整備に努めるものとする」と、マンモグラフィの重要性を前面に打ち出し、乳がんマンモ検診の整備を促す内容になった。

さらに、マンモグラフィの読影と視触診の同時実施についても、改正前は「当面の間はその限りではない」としていたものを、改正後は同時実施を「原則とする」と明記した。また、マンモグラフィ撮影についても、改正後は40歳代の対象者には内外科

位置方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行なう(2方向撮影)とした。一方、子宮がん検診については、次の点が改正された。改正前は30歳以上の人に毎年1回検診を実施する、としていたが、改正後は対象年齢を下げて20歳以上とし、同一人について2年に1回検診を実施する、とした。対象年齢引き下げの背景には、近年わが国でも性行動の活発化、若年化が著しいことや、子宮頸部がんの多くに性感症で果的な実施に配慮することとする」とも、「日常の健康管理の一環としての乳房の自己触診」を勧めている。また子宮がんについても、性感症としての子宮頸部がんの予防健康教育を、教育関係者や母子保健担当者と連携して、効果的に実施するよう促している。こうしたことから、改正後は、子宮がん予防の健康教育が、新たに「がん予防重点健康教育」の重点課題のトップに取り入れられている。

この新指針の通達とあわせて厚生労働省は、平成17年度からの市町村での乳がんマンモ検診の実施をめざして、各都道府県に乳がん検診の現状やマンモグラフィ装置の整備計画などについてアンケート調査を実施中である。また、新指針に基づいた乳がん検診と子宮がん検診のパンフレットを作成中で、今月中旬には各自治体に配布することとしている。(2・3面関連記事)



●— 今月の主な紙面 —●

- 1面 乳がん・子宮がん検診の指針を改正 厚労省
- 2面 「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」新旧対照表
- 3面 「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」新旧対照表
- 4面 連載「健康教育放浪記」第2回 健康づくり・健康増進を支援するページ 第9回
- 5面 連載「人間工学からアプローチする快適職場づくり」第8回 「産業医訪問」第56回
- 6面 第77回日本産業衛生学会が開催 血液生化学自動分析装置を導入・本会 東京思春期保健研究会 平成16年度総会と研修会を開く お知らせ 人・往来



がん細胞を検査する細胞検査士(本会)

産科婦人科学会を中心とする関連学会等によって作成される予定のガイドラインを参考とする」とした。この他新指針で注目されるのは、予防健康教育の重要性が強調されていることである。

乳がん予防の健康教育については、「わが国での40歳代の女性に罹患率が高い状況を踏まえ、働く女性に対する健康教育を実施する産業保健とも緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効果的・効果的な実施に配慮することとする」とも、「日常の健康管理の一環としての乳房の自己触診」を勧めている。また子宮がんについても、性感症としての子宮頸部がんの予防健康教育を、教育関係者や母子保健担当者と連携して、効果的に実施するよう促している。こうしたことから、改正後は、子宮がん予防の健康教育が、新たに「がん予防重点健康教育」の重点課題のトップに取り入れられている。

東京都予防医学協会
ホームページニュース

http://www.yobouigaku-tokyo.or.jp

ご好評にこたえて、機関紙「よぼう医学」の全ページを掲載しています(2003年9月号から)

健康管理相談をお引き受けします

当センターの会員が事業所、学校、各種団体の健康管理をアドバイスいたします。

お問い合わせ・ご相談は 予約制)
電話 東京(03)3269-1131

健康管理コンサルタントセンター
事務局 東京都新宿区市谷砂土原町1の2
(財)東京都予防医学協会

コンサルテーションのご案内

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 6月 2日 岡 惺治(健康管理コンサルタント) | 7月 7日 岡 惺治 |
| 9日 三輪祐一(東京都予防医学協会総合健診部長) | 14日 第196回ヘルスケア研修会につき休み |
| 16日 岡 惺治 | |
| 23日 三輪祐一 | |
| 30日 三輪祐一 | |
- 以後8月末まで夏休み